

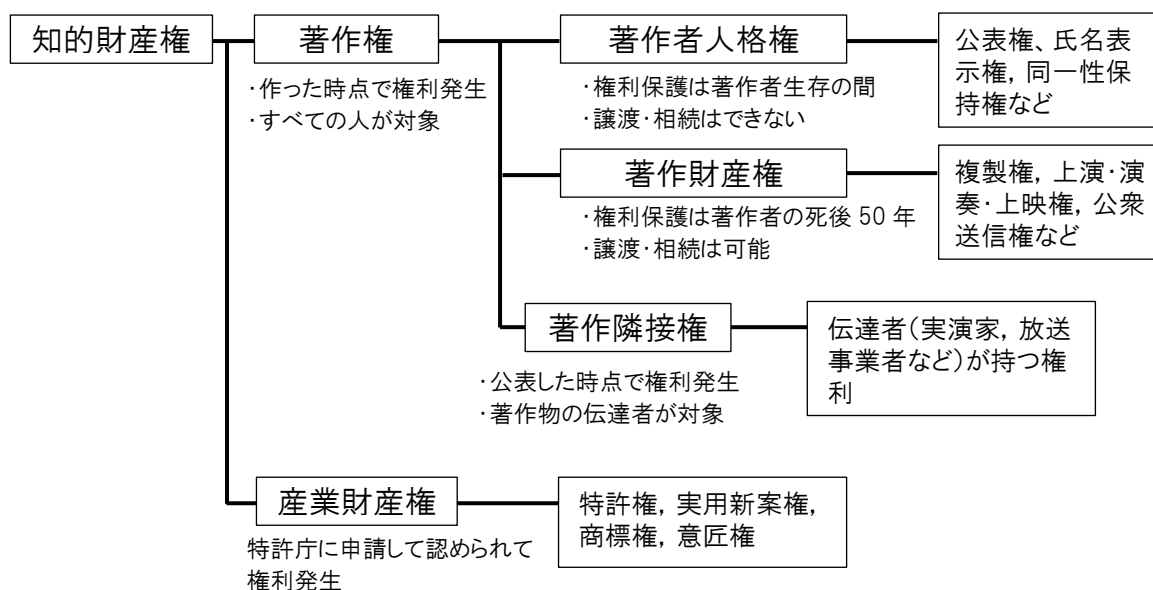
第11章 知的財産権と研究倫理

著作権法第一条（目的）に、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」とある。目的は大きく二つあり、著作者の権利の保護と、文化の発展に寄与することである。研究活動を進め、論文を作成する際には、著作権法を厳守する必要がある。くれぐれも他者の著作物（データやグラフ、図表など）を無断で掲載することのないようにする必要がある。

著作権法第二条（定義）には、「著作物」と「著作者」の定義がなされている。著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したもので、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」とある。絵画や音楽、学術論文の他にも写真やプログラムなども該当する。また、著作者とは、「著作物を創作する者をいう。」とある。著作権法によると、幼児の描いた落書きも「著作物」と見なされる。

「知的財産権とは」知的創作活動から生産されたものを、他人が無断で利用できないように創作者に与えられる権利である。

知的財産権は、主に「著作権」と特許権などの「産業財産権」に分けられる。



「著作者の持つ権利」としての著作権は、「著作者人格権」と「著作財産権」の二つがある。このほか、歌手やピアニストなどの実演家や放送事業者などの伝達者が持つ権利を「著作隣接権」といい、これらの三つを合わせて「著作権」と言う場合もある。

11.1 著作権

11.1.1 著作者人格権

著作者は、著作物を公表するかどうか、氏名を表示するかしらないか、表示するとしたら実名かペンネームかを定める権利を有する。また、著作物を無断で改変されない権利も有する。

これらの三つの権利をまとめると、次のようになる。

「著作財産権」と異なり、保護期間は著作者の生存している間のみで、譲渡・相続はできない。

公表権	著作物を無断で公表されない権利
氏名表示権	名前の表示について決定する権利
同一性保持権	無断で内容を改変されない権利

11.1.2 著作財産権

著作財産権として、次の権利が挙げられている。

複製権	著作物を印刷，写真，複写，録音，録画その他の方法により有形的に再製する権利
上演権・演奏権	著作物を公に上演し，演奏する権利
上映権	著作物を公に上映する権利
公衆送信権等	著作物を公衆送信し，あるいは，公衆送信された著作物を公に伝達する権利
口述権	著作物を口頭で公に伝える権利
展示権	美術の著作物又は未発行の写真の著作物を原作品により公に展示する権利
頒布権	映画の著作物をその複製物の譲渡又は貸与により公衆に提供する権利
譲渡権	映画の著作物を除く著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利 (一旦適法に譲渡された著作物のその後の譲渡には，譲渡権が及ばない)
貸与権	映画の著作物を除く著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利
翻訳権・翻案権等	著作物を翻訳し，編曲し，変形し，脚色し，映画化し，その他翻案する権利
二次的著作物の利用に関する権利	翻訳物，翻案物などの二次的著作物を利用する権利

保護期間は，著作者の死後 70 年で，譲渡・相続が可能である。ただし，保護期間は国によっては異なることがあるので注意を要する。

11.1.3 著作隣接権

実演家やレコード製作者，放送事業者など，著作物等を伝達する者に与えられる権利で，演奏や放送を行った時点で権利が発生する。「人格権」と「財産権」からなり，「氏名表示権」や「同一性保持権」などが含まれる。詳細は，文化庁の Web ページを参照のこと。

11.2 産業財産権

主に，産業や工業製品の製造などに関係する権利で，次の四つがある。

特許権	有用な発明に対して与えられる権利 ⇒ 保護期間は 20 年
実用新案権	特許ほど高度ではないが，物品の形状や構造に係わる考案に関する権利 ⇒ 保護期間は 10 年
商標権	商品やサービスの出所を特定するための権利 ⇒ 保護期間は 10 年(更新可)
意匠権	商品の形状、模様、色彩のデザインについての権利 ⇒ 保護期間は 20 年

11.3 著作物の利用

他人の知的財産の利用には、作者の許可が必要となる。ただし、次に該当する場合は、作者の許可を得ることなく使用することができる。しかしいずれの場合も、著作権者の利益を不当に侵害しないよう注意する必要がある。

- ① 自分自身や家族など限られた範囲内で利用するための著作物の複製
- ② 授業の過程で利用するための著作物の複製
- ③ 図書館利用時における著作物の複製
- ④ 正当な範囲内による著作物の引用

買ってきたCDを複製して個人で使用する場合はかまわないが、友達に配付するようなことはできない。

教員がネット上のコンテンツをダウンロードし、著作権者の許可を得ることなく授業中に提示することは可能である。

著作権者の許可を得ることなく、図書館で書籍の必要部分をコピーすることは可能である。

論文作成時に、他者の論文や書籍から引用する場合、著作権者の許可を得る必要はないが、必ず、出典を明記する必要がある。

※引用における注意事項(文化庁 <http://www.bunka.go.jp/>「著作物が自由に使える場合」より)

- ①他人の著作物を引用する必然性があること
- ②かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること
- ③自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること（自分の著作物が主体）
- ④出所の明示がなされていること（著作権法第48条より）
 - ・書籍など・・・著者名、タイトル、出版社名、発行年、引用ページ
 - ・Web ページ・・・URL、アクセス日時、更新日時、タイトル

11.4 個人情報とプライバシー

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日等により特定の個人を識別することができるものをいう。個人情報には、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含む。個人情報は、2003年に制定された「個人情報保護法」によって保護されている。

特に、「氏名」「性別」「住所」「生年月日」の四つを「基本4情報」と言う。

そのほか、他人に知られたくない個人の秘密や行動などを「プライバシー」といい、それを勝手に公開されるのを拒む権利を「プライバシー権」と言う。また、自分の顔や姿などを勝手に他人が撮影したり、公表されたりするのを拒む権利を「肖像権」と呼んでいる。また、芸能人やスポーツ選手などの有名人は、名前や写真の使用を制限する権利を持っており、これを「パブリシティ権」と呼んでいる。インターネットで情報を発信したり論文を執筆したりするときには、著作権や個人情報の保護は当然のことであるが、「プライバシー権」「肖像権」「パブリシティ権」も尊重しなければならない。

11.5 演習

高等学校における学校活動の場面を想定した次の二つの事例について、これまでの知的財産権などについての学習を振り返りながら考えてみよう。

【演習問題①】以下の事例について問いに答えよ。

(事例①)

M 高校の吹奏楽部では、毎年学校内の中庭で行われる「定期演奏会」で使用される楽曲にディズニー映画「アナと雪の女王」の主題歌である「Let it go」を選んだ。部活動予算で購入した楽譜と楽曲 CD を部員数分のみコピーし、練習に使用した。当日の定期演奏会は、入場料等をすべて無料で行ったためか、生徒の保護者ほか、一般の来場者もあり、大盛況で幕を閉じた。また、定期演奏会の様子を教員が動画撮影し、学校の Web ページに公開し、来場できなかった人も楽しめるようにした。

このケースにおいて、知的財産権の観点から、著作権者の権利を侵害している可能性があると考えられる箇所を指摘せよ。また、どのように対処すれば問題を解決できるか。その対処方法も述べよ。

【問題のある箇所】

【考える対処方法】

【演習問題②】以下の事例について問いに答えよ。

(事例②)

A 高校の体育祭では、体育祭で使用するオリジナルのロゴマークを生徒から公募し、厳正な審査ののちロゴマークとキャッチフレーズを決定した。このロゴマークは、ある有名なスポーツ用品のメーカーのロゴに似ているのではないかという一部生徒の声もあった。

この学校では ICT 教育にも力をいれており、M 高校とインターネットを通じて両校の体育祭を校内のディスプレイで中継している。遠隔中継を利用して行う両校交えての競技はこの体育祭の目玉でもある。体育祭の後、保護者から「生徒の SNS サイトに体育祭の様子が撮影された写真がアップされている」という情報が寄せられた。

このケースにおいて、知的財産権の観点から、著作権者の権利を侵害している可能性があると考えられる箇所を指摘せよ。また、どのように対処すれば問題を解決できるか。その対処方法も述べよ。

【問題のある箇所】

【考える対処方法】

【演習問題②解説】

第 38 条より、非営利における演奏は認められているので、「定期演奏会」自体は上演・演奏・上映権の侵害にあたらない。第 35 条の授業の過程は「部活動の時間」「Web ページによる不特定多数に向けた公衆送信」は含まれないため、CD・楽譜のコピーと Web ページ上での動画公開は複製権と公衆送信権を侵害している可能性が高い。

【演習問題③解説】

第 2 条より、「幾何学的な模様であるロゴマーク」や「短い日常的な単語や文章で書かれたキャッチフレーズ」は著作物として認められない可能性が高く、第 20 条の同一性保持権を侵害しているとはいえない可能性が高いが、商標・意匠登録されている場合、産業財産権の侵害にあたる可能性もある。第 35 条より、授業の過程における著作物の公衆送信権も認められている。ただし、「SNS サイトにおける不特定多数への発信」は著作物利用の例外規定に当てはまらないため、公衆送信権を侵害している可能性が高い。また、第 30 条より、T シャツ背中部分に写り込んだ図は付随著作物である可能性が高く、複製権の侵害にあたらない可能性が高い。